

大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「誰もが安全・安心・快適に暮らし、生き生きと地域とつながりあい支え合う共生のまち大館」を実現するため、民間の特別特定建築物及びその敷地においてバリアフリー改修工事を行う者に対し、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)特別特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第2条第19号に規定する建築物をいう。
- (2)建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第13号に規定する建築をいう。
- (3)バリアフリー改修工事 国土交通省が定める高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下「建築設計標準」という。)に適合する改修工事をいう。ただし、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成14年秋田県条例第13号)第18条第2項で定める整備基準に適合しない工事を除く。
- (4)バリアフリー特別改修工事 バリアフリー改修工事のうち、特に支援が必要な工事として別に定めるものをいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、特別特定建築物及びその敷地とし、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。

- (1)大館市バリアフリーマスタープラン(令和3年3月制定)により設定された移動等円滑化促進地区内にあること。
- (2)この要綱の施行日前に建築されていること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の風俗営業又は同条第5項の性風俗関連特殊営業の用途に供するものでないこと。
- (4)補助金又は他のバリアフリー化を目的とした補助制度を利用して工事を行っていないこと。ただし、その制度上支障がないとして市長が認めた場合はこの限りでない。
- (5)補助金を交付した年度の次年度から起算した10年間に於いて特別特定建築

物であり続けることが予定されていること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者(補助金の交付対象となる者をいう。)は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

(1) 自ら所有する補助対象施設についてバリアフリー改修工事を行う者

(2) 補助対象施設において現に事業を営んでいる又は営む予定の者であり、補助対象施設の所有者の同意のもとにバリアフリー改修工事を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金の交付対象としない。

(1) 第9条に規定する交付決定の日において、納期到来済みの市税が未納である者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日号外法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有している者

(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象施設における不特定かつ多数の者が利用する部分であって、主として高齢者、障害者が利用する部分に対して行うバリアフリー改修工事で、次の各号に掲げるすべての事項を満たすものとする。

(1) 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)が10万円以上であること。

(2) 施工者が大館市内に事業所(支店又は営業所を含む。)を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象工事としない。

(1) 第9条に規定する補助金の交付決定日以前に着手した工事

(2) 建築に該当する工事。ただし、その内容が、この要綱の目的を達成するために必要であるとして別に定めるものである場合はこの限りでない。

(3) この要綱の施行後に建築された部分に対して行われる工事

(4) 特別特定建築物以外の用途に供する部分に関する工事

(5) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事

(6) 可動である家具、備品の購入及び設置に関する工事

(7) 前各号に定めるもののほか、補助対象として不相当と市長が認める工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条第1項の補助対象工事に要する別表第1に掲げる経費であって、第12条第1項に規定する報告を行う日までに支払いを完了しているものとする。

2 国、県等の補助制度を併用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる経費から当該補助対象経費を控除した金額を補助対象経費とする。ただし、その制度上重複計上に支障がないとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(補助金の額等)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1、かつ50万円を超えない額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事にバリアフリー特別改修工事が含まれる場合の補助金の額は、100万円を超えない額とし、算出の方法については別に定めるものとしてすることができる。
 - 3 補助金は予算の範囲内において交付するものとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の申請書を提出する前に、申請内容について市と協議し、現地調査を受けなければならない。
 - 3 補助金の交付申請は、同一年度内において1施設につき1回までとする。

(補助金の交付決定等)

- 第9条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。
- 2 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することができないと認めるときは、交付しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第10条 前条第1項の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が申請の内容を変更しようとするときは、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に、別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるとして市長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出する前に、申請内容の変更について市と協議し、必要に応じて現地調査を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定等)

- 第11条 市長は、前条第1項の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更について承認したときは、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更について承認できないと認めるとき

は、承認しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業完了実績報告等）

第12条 補助事業者は、バリアフリー改修工事が完了したときは、当該年度に属する3月20日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときはその翌日）までに、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業完了実績報告書（様式第7号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、バリアフリー改修工事の廃止を決定した場合、前項の期日までに大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業廃止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査のうえ、必要に応じて現地において完了検査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助金の活用により改修した部分を、10年間若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間のいずれか短い期間内において、補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（1）この要綱に定める補助金の交付要件に該当しないこととなったとき。

（2）第12条第2項の規定による届け出があったとき。

（3）補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

（4）前3号に定めるもののほか、補助事業者が補助金を交付する者としてふさわ

しくないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（調査等）

- 第17条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めたときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に帳簿書類等の調査及び現地調査を行わせることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後においても、市のバリアフリー化に資するためのアンケート調査や写真の利用等について協力するものとする。

（財産の管理等）

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費により改修した部分については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の額に関わる契約書、設計書、納品書、請求書、領収書その他関係書類を10年間保管しなければならない。

（補則）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象経費	内訳
工事費	バリアフリー改修工事及びこれに係る撤去工事に要する経費 （直接工事費、仮設工事、諸経費など）
設計費	上記工事の設計に要する経費
<p>備考 上記に掲げる経費であっても、次に掲げるものは、補助対象経費としない。</p> <p>（1）工事が完了してから直ちに使用しないもの及び予備用のもの</p> <p>（2）消費税、官公署に支払う手数料等（確認申請手数料、完了検査申請手数料等）、振込手数料等</p> <p>（3）土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用</p>	

別表第2 補助金交付申請書類一覧（第8条関係）

- a . 様式第1号別紙
- b . 位置図又は住宅地図の写し
- c . 施設の建築された時期がわかる書類の写し（確認済証、検査済証、登記事項証明書、固定資産税の課税明細書など。）
- d . 施設で行われている事業が確認できる書類（法人の定款又は全部事項証明書、確定申告書の写し、開業届の写しなど）
- e . 現在の所有者がわかる書類（登記事項要約書、登記事項証明書など）
- f . 申請者が補助対象施設を所有していない場合、工事を行うことについての所有者からの同意書（様式第13号）
- g . 債権者登録申請書（口座情報がわかる書類の写しも添付。）
- h . 市が発行する未納のない証明書
- i . 工事請負契約書又は請書の写し
- j . 工事見積書の写し（内訳明細がわかるものとし、補助対象経費以外の経費が内訳明細上分離されたもの。）
- k . 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し
- l . 工事着手前の写真（建物全景及び工事施工箇所）
- m . 現況図面及び工事の設計図（特別特定建築物以外の部分が施設内にある場合、特別特定建築物の部分とそれ以外の部分がわかるもの。）
- n . 設計費を補助対象とする場合は、委託契約書（工事に含んで契約している場合を除く。）
- o . 設計費を補助対象とする場合は、設計委託費の内訳書（補助対象経費以外の経費が内訳上分離されたもの。）
- p . その他市長が必要と認める書類

別表第3 補助金変更交付申請書類一覧（第10条関係）

様式第1号に関する変更	様式第1号別紙に関する変更
<ul style="list-style-type: none"> a. 交付申請時に同意書を得た施設の所有者を変更する場合は、新たな所有者からの同意書（様式第13号） b. 施工業者を変更する場合は、新たな施工業者との工事請負契約書又は請書の写し c. その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> a. 工事の変更に係る工事請負契約書又は請書の写し b. 工事の変更に係る見積書の写し c. 追加工事がある場合は、当該箇所の工事着手前の写真 d. 変更前及び変更後の工事の設計図 e. その他市長が必要と認める書類

別表第4 補助金実績報告書類一覧（第12条関係）

<ul style="list-style-type: none"> a. 領収証等申請にかかる経費が分かる書類の写し b. 工事中及び工事完了後の施工箇所の写真 c. 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し d. その他市長が必要と認める書類
--